

あっせん状況について

日本証券業協会

平成 14 年 1 月から同年 3 月までの間に和解が成立した事案のうち、主な事案の概要は次のとおりである。

地区名	あっせん 受付年月	申立人	被申立人	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	申立人の 請求額	紛争解決の状況
東京	平 14.1	男性	証券会社	<p>< 申立人の主張 > 扱者に対し、株式 1 銘柄の成行での売却を発注したが、扱者はこれを執行しなかったため、翌月改めて同銘柄の売却を発注し売却されたが、本来であればもっと高値での売却ができたはずである。</p> <p>< 被申立人の主張 > 申立人の売り注文を執行しなかったことは認めるが、申立人から当該注文不執行を問題にしないとの申し出があったため、追認を得られている。</p>	約 221 万円	平成 14 年 3 月、あっせん委員は、売り注文の不執行に関し、申立人の損害賠償請求権を完全に放棄する意味での追認を得たとはいえないとして、双方に互譲を求めたところ、請求額に対し約 110 万円を申立人に支払うことで和解成立
大阪	平 14.2	男性	証券会社	<p>< 申立人の主張 > 事前に注文していないのに、扱者が株式 1 銘柄を買い付け、その旨を留守番電話で事後報告したが、当該取引をするつもりはなく、また、損失が発生した。</p> <p>< 被申立人の主張 > 外形的事実を認めるが、扱者は、短期に値幅のとれる株式を勧めた際、申立人から「銘柄のことは判らないので委せる」と言われていたため、このような取引は委されていると考えたものである。</p> <p>無断売買であれば取引直後に抗議をすべきであるが、苦情の申し入れがあったのは、売買から 3 ヶ月ほど経過しているため、少なくとも事後承諾がなされているものである。</p>	約 270 万円	平成 14 年 3 月、あっせん委員は、扱者による本件買付は短期に利益の上がりそうな銘柄の株式の取引を委されていたと軽信した未確認売買であり、また、取引を知った後、直ちに扱者に連絡をせず 3 ヶ月も経過してから申し入れたため損害を拡大させたことは、申立人の過失であるとして、申立人・被申立人の過失を 5 割と認定するのが相当であるとして、135 万円のあっせん案を提示したところ、双方が合意し同額を申立人に支払うことで和解成立